

第4章 土壤污染对策

I 概要

市における土壤汚染に対する取組みは、平成15年2月15日から施行された「土壤汚染対策法」（以下、「法」という。）及び平成12年12月20日から施行している「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」（以下、「条例」という。）に基づき、事業者又は土地の所有者に対して、土壤調査及び汚染土壤の処理対策等の実施並びにその結果等の報告についての指導・助言を行っている。

平成19年度においては、法及び条例に基づき174件の土壤調査及び処理対策について指導・助言を行った。

II 背景

わが国の土壤汚染の歴史は古く、明治10年頃には、足尾銅山鉱毒問題により渡良瀬川流域の農用地において大規模な作物被害が発生し、大きな社会問題となり、農用地の土壤汚染問題が国民的な関心を集めた。近年は、生活水準の高度化、産業活動の活発化等に伴い、新たな化学物質による環境汚染に対する懸念に関連して土壤汚染に対する関心が高まっている。また、工場、事業場の跡地の再開発等に伴い、過去に蓄積した有害物質による土壤汚染問題の発生が懸念されている。

国における土壤汚染対策は、昭和45年に「農用地の土壤の汚染防止等に関する法律」を制定するとともに、「公害対策基本法」の一部を改正し、典型7公害の一つとして新たに「土壤の汚染」が追加され、土壤の汚染についても環境基準を定めることとなった。しかしながら、当時は、農用地の土壤汚染対策の促進が急務であったこと、市街地における土壤汚染の知見が十分でなかったこと等から環境基準の設定には至らなかった。近年、市街地において、過去に蓄積した有害物質を含む土壤の存在が明らかになる事例が増加していることから、今日的な視点に立ち、平成3年8月に「土壤の汚染に係る環境基準」（以下、「土壤環境基準」という。）を告示した。土壤環境基準については、平成6年2月に一部を改正し、対象物質の追加及び基準値の見直し等を行っている。また、調査及び対策については、環境庁は平成6年11月に重金属等に係る土壤汚染調査・対策指針及び有機塩素系化合物等に係る土壤・地下水汚染調査・対策暫定指針（以下、「平成6年指針」という。）を都道府県・政令市に通知した。また、平成11年1月には、平成6年指針を全面的に改正し、「土壤・地下水汚染に係る調査・対策指針」（以下、「平成11年指針」という。）を通知した。

しかし、法制度がないことから、土壤汚染対策の確立への社会的要請が強まり、平成14年1月に中央環境審議会から、「今後の土壤環境保全対策の在り方について」答申がなされ、これを踏まえ、「土壤汚染対策法案」を取りまとめ、平成14年2月15日に閣議決定、通常国会で審議された後、5月22日に法が制定、29日に公布された。また、土壤汚染対策法施行令（平成14年政令第336号。以下、「令」という。）が平成14年11月13日に、土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下、「規則」という。）が平成14年12月26日に公布され、平成15年2月15日から法が施行された。

本市では、土壤を重要な環境要素としてとらえ、土壤汚染対策の新たな施策の展開を図るため、平成5年2月に川崎市公害対策審議会に「川崎市における土壤汚染対策のあり方について」諮問

し、平成5年4月に同審議会から答申を得た。この答申を踏まえ、事業者及び土地所有者の責務を定めた要綱を制定し、平成5年7月1日に施行した。平成7年5月の土壤環境基準の一部改正及び平成6年指針の通知、また、平成11年指針の通知に併せて、それぞれ要綱の一部を改正した。

平成11年度の条例改正作業において、要綱の規定を条例に取り入れ、平成11年12月24日に条例を公布、平成12年12月20日から施行した。条例の施行に伴い要綱を廃止し条例に基づき、事業者等に対し、指導・助言を行ってきたが、法が施行されたことに伴い、従前の条例で行ってきた調査方法及び対象物質等が異なることから、法との整合性を図るため、条例の一部を改正し、平成16年10月1日から施行した。

Ⅲ 土壤汚染対策の推進状況

1 法による指導状況

平成15年2月15日施行された法に基づき、土地所有者、管理者又は占有者（以下、「土地所有者等」という。）に対して、水質汚濁防止法の有害物質使用特定施設の使用の廃止時及び土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがある時に、土壤汚染状況調査及び土地の形質変更等の届出について指導・助言を行っている。

(1) 法の主旨

法の目的は、土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護することである。その施策としては、土地所有者等が汚染の可能性の高い土地について、土地利用の変更等の機会をとらえて、土壤汚染状況調査を実施するとともに、土壤汚染が判明し、人の健康に係る被害が生ずるおそれのある場合は、必要な措置を講じることである。

対象とする土地は、使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地及び土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地を対象としている。

法の対象となる物質（以下、「特定有害物質」という。）は、土壤に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるもので、特定有害物質が含まれる汚染土壤を直接摂取することによる健康影響及び特定有害物質が含まれる汚染土壤からの特定有害物質の溶出に起因する汚染地下水等を摂取することによる健康影響から25項目を選定した。

土地の形質変更は、土壤汚染状況調査の結果により、指定区域となった土地について、土地の形質変更をしようとする場合は、事前に計画を届け出ることとなっている。

(2) 法の運用状況

平成19年度に法に基づき、土地所有者等から提出された土壤汚染状況調査及び土地の形質変更等に係る報告書は19件で、内訳は次のとおりであった。

土壤汚染状況調査結果報告書は、1件であった。また、調査を猶予する法第3条第1項ただし書の確認申請書が15件であった。法第3条経過措置に基づく報告書が2件であった。

土地の形質変更に係る報告は、土地の形質変更届出は0件、措置完了の報告は1件であっ

た。(表Ⅲ1-1)

地区別では川崎区が10件、幸区が3件、中原区が3件、高津区が0件、宮前区が3件、多摩区が0件、麻生区が0件であった。(表Ⅲ1-2)

平成19年度は、新たな汚染は判明しなかった。(表Ⅲ1-3、表Ⅲ1-4)

表Ⅲ1-1 法に基づく報告件数(平成14年度～平成19年度)

(単位:件)

種 類	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	合計
状況調査結果	0	0	2	1	3	1	7
第3条第1項ただし書	1	2	2	7	14	15	41
経過措置	0	0	1	2	1	2	6
形質変更届出	0	0	4	2	3	0	9
措置完了	0	0	1	1	2	1	5
規則第1条第2項ただし書	0	0	1	0	0	0	1
土地利用方法変更届出	0	0	0	1	0	0	1
合計	1	2	11	14	23	19	70

(注)法が施行された、平成15年2月15日以降の件数を掲載。

表Ⅲ1-2 法に基づく報告件数(平成19年度)

(単位:件)

区 名	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
状況調査結果	0	0	1	0	0	0	0	1
第3条第1項ただし書	9	3	1	0	2	0	0	15
経過措置	1	0	0	0	1	0	0	2
形質変更届出	0	0	0	0	0	0	0	0
措置完了	0	0	1	0	0	0	0	1
規則第1条第2項ただし書	0	0	0	0	0	0	0	0
土地利用方法変更届出	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	10	3	3	0	3	0	0	19

表Ⅲ1-3 法に基づく調査での汚染判明件数(平成14年度～平成19年度)

(単位:件)

種 類	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	合計
川崎区	0	0	0	0	1	0	1
幸区	0	0	1	1	0	0	2
中原区	0	0	0	0	1	0	1
高津区	0	0	0	0	0	0	0
宮前区	0	0	1	0	0	0	1
多摩区	0	0	0	0	0	0	0
麻生区	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	2	1	2	0	5

(注)法が施行された、平成15年2月15日以降の件数を掲載。

表Ⅲ1-4 法に基づく調査での汚染判明物質

(単位:件)

		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	合計	
(第1種特定有害物質)	揮発性有機化合物	四塩化炭素	0	0	0	0	0	0	0
		1,2-ジクロロエタン	0	0	0	0	0	0	0
		1,1-ジクロロエチレン	0	0	0	0	0	0	0
		シス-1,2-ジクロロエチレン	0	0	0	0	0	0	0
		1,3-ジクロロプロペン	0	0	0	0	0	0	0
		ジクロロメタン	0	0	0	0	0	0	0
		テトラクロロエチレン	0	0	0	0	0	0	0
		1,1,1-トリクロロエタン	0	0	0	0	0	0	0
		1,1,2-トリクロロエタン	0	0	0	0	0	0	0
		トリクロロエチレン	0	0	0	0	0	0	0
		ベンゼン	0	0	0	0	0	0	0
(第2種特定有害物質)	重金属等	カドミウム及びその化合物	0	0	0	0	0	0	0
		六価クロム化合物	0	0	0	0	0	0	0
		シアン化合物	0	0	0	0	0	0	0
		水銀及びその化合物	0	0	0	0	0	0	0
		セレン及びその化合物	0	0	0	0	0	0	0
		鉛及びその化合物	0	0	0	0	2	0	2
		砒素及びその化合物	0	0	0	0	0	0	0
		ふっ素及びその化合物	0	0	1	0	1	0	2
(第3種特定有害物質)	農薬等	ほう素及びその化合物	0	0	1	1	0	0	2
		シマジン	0	0	0	0	0	0	0
		チウラム	0	0	0	0	0	0	0
		チオベンカルブ	0	0	0	0	0	0	0
		PCB	0	0	0	0	0	0	0
		有機りん化合物	0	0	0	0	0	0	0
合計		0	0	2	1	3	0	6	

(注)法が施行された、平成15年2月15日以降の件数を掲載。

(3) 法に基づく指定区域の状況

法に基づく土壌汚染状況調査の結果、基準に適合しない場合は、その区域は指定区域として指定・公示されることになっている。指定区域は指定区域台帳に掲載され閲覧に供されるとともに、インターネットに掲載をしている。なお、土壌汚染対策が完了すると指定は解除される。平成19年度に新たに指定区域に指定した場所はなかった。平成19年度末までの指定区域の状況は次のとおりである。(表Ⅲ1-5)

表Ⅲ1-5 指定区域の指定・解除状況(平成15年2月15日～平成20年3月31日)

No.	区	所在地(地番表示)	指定日	解除日	基準を超過した特定有害物質
指-1	宮前	宮前区宮崎4丁目1番の1の一部	平成16年7月9日	平成16年12月2日	ふっ素
指-2	幸	幸区柳町70番1の一部	平成16年9月28日	平成17年9月21日	ほう素
指-3	幸	幸区柳町70番1の一部	平成17年9月16日	平成18年8月11日	ほう素
指-4	川崎	川崎区日ノ出二丁目14-3の一部	平成18年11月15日	平成19年2月15日	鉛
指-5	中原	中原区上丸子古川通1194番5の一部	平成19年2月19日	平成19年7月17日	鉛、ふっ素

2 条例による指導状況

市では、条例に基づき、事業者又は土地の所有者に対して、土壌調査の実施及び結果の報告、汚染土壌の処理対策の実施及び処理計画書等の報告について指導・助言を行っている。

(1) 条例の主旨

条例の目的は、土壌汚染対策を推進することにより、公害の防止及び環境への負荷の低減を図り、現在及び将来の市民の健康を保護するとともに安全な生活環境を確保することである。その施策としては、事業者又は土地の所有者が、工場又は事業場（以下、「工場等」という。）の移転若しくは廃止又は再開発等の機会をとらえて、土壌調査を実施するとともに、土壌の汚染が判明した場合は、汚染土壌の処理対策を実施することである。

対象とする土壌は、工場等の敷地の土壌の外に、汚染土壌の搬出による二次汚染を防止するため、工場等の建設工事等で敷地外へ搬出するものも対象としている。

対象物質は、土壌環境基準に溶出量基準が設定されている24項目としたが、条例施行に伴い、対象物質にダイオキシン類を追加して25項目とした。

また、土壌環境基準にふっ素及びほう素が追加されたことから、平成14年7月1日から対象物質にふっ素及びほう素を追加して27項目とした。

なお、平成15年2月15日から法が施行されたことに伴い、法との整合性を図るため、平成16年10月1日から従前の条例の調査方法、基準等を改正した。

汚染土壌の処理は、汚染の程度により土壌の処理対策選定基準に基づき、遮断工対策（溶出量基準値Ⅱ超過土壌）、遮水工対策（溶出量基準値Ⅰ～Ⅱの間の土壌）、覆土・植栽工対策（含有量基準値超過土壌）等を実施することとなっている。

(2) 条例の運用状況

平成19年度に条例に基づき、事業者又は土地所有者から提出された土壌調査に係る報告書「資料等調査結果報告書」、「土壌調査等（詳細調査）結果報告書」、「土壌調査等（搬出土壌調査）結果報告書」及び汚染土壌の処理対策に係る報告書「汚染土壌等処理対策実施計画書」、「汚染土壌等処理対策実施報告書」の件数は155件であった。（表Ⅲ2-1）

表Ⅲ2-1 条例に基づく土壌調査及び処理対策に係る報告件数

(単位:件)

種 類	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
土壌調査	9	14	27	23	35	58	57	90
処理対策	3	6	3	8	18	22	41	32
合計	12	20	30	31	53	80	98	122
種 類	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
土壌調査	58	64	55	49	54	65	97	
処理対策	32	44	56	44	54	63	58	
合計	90	108	111	93	108	128	155	

ア 土壌調査

平成19年度に提出された土壌調査報告書の件数は97件であった。(表Ⅲ2-2)

調査種類別では、資料等調査が48件、詳細調査が21件、搬出土壌調査が28件であった。

地区別では川崎区が47件、幸区が10件、中原区が17件、高津区が13件、宮前区が6件、多摩区が3件、麻生区が1件であった。

なお、平成19年度に新たに汚染が判明したのは30件で、川崎区が14件、幸区が4件、中原区が5件、高津区が2件、宮前区が2件、多摩区が2件、麻生区が1件であった。

(表Ⅲ2-3)

汚染判明物質別で見ると、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物、砒素及びその化合物等であった。(表Ⅲ2-4)

表Ⅲ2-2 条例に基づく土壌調査結果報告件数(平成19年度)

(単位:件)

区名	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
資料等調査	22	5	10	7	3	1	0	48
詳細調査	8	3	5	2	2	0	1	21
搬出土壌調査	17	2	2	4	1	2	0	28
合計	47	10	17	13	6	3	1	97

表Ⅲ2-3 条例に基づく調査での汚染判明件数(平成16年度~平成19年度)

(単位:件)

	16年度	17年度	18年度	19年度	合計
川崎区	2	10	14	14	40
幸区	2	6	3	4	15
中原区	2	2	8	5	17
高津区	0	3	3	2	8
宮前区	0	0	1	2	3
多摩区	0	1	0	2	3
麻生区	1	2	1	1	5
合計	7	24	30	30	91

(注)条例で汚染状況の公表の規定が施行された、平成16年10月1日以降の件数を掲載。

表Ⅲ2-4 条例に基づく調査での汚染判明物質(平成16年度～平成19年度)

(単位:件)

		16年度	17年度	18年度	19年度	合計	
(第1種特定有害物質)	揮発性有機化合物	四塩化炭素	0	2	0	1	3
		1,2-ジクロロエタン	0	0	0	0	0
		1,1-ジクロロエチレン	0	0	0	0	0
		シス-1,2-ジクロロエチレン	0	4	6	5	15
		1,3-ジクロロプロペン	0	0	0	0	0
		ジクロロメタン	0	0	0	0	0
		テトラクロロエチレン	0	4	6	3	13
		1,1,1-トリクロロエタン	0	0	0	0	0
		1,1,2-トリクロロエタン	0	0	0	0	0
		トリクロロエチレン	0	2	6	6	14
		ベンゼン	0	1	1	2	4
(第2種特定有害物質)	重金属等	カドミウム及びその化合物	0	0	1	0	1
		六価クロム化合物	2	2	3	5	12
		シアン化合物	0	1	3	0	4
		水銀及びその化合物	2	4	6	1	13
		セレン及びその化合物	0	3	5	1	9
		鉛及びその化合物	3	17	16	21	57
		砒素及びその化合物	3	10	14	10	37
		ふっ素及びその化合物	1	11	14	13	39
(第3種特定有害物質)	農薬等	ほう素及びその化合物	0	2	2	2	6
		シマジン	0	0	0	0	0
		チウラム	0	0	0	0	0
		チオベンカルブ	0	0	0	0	0
		PCB	0	1	1	0	2
その他		有機りん化合物	0	0	0	0	0
		ダイオキシン類	0	0	1	3	4
合計		11	64	85	73	233	

(注) 条例で汚染状況の公表の規定が施行された、平成16年10月1日以降の件数を掲載。

(7) 資料等調査

資料等調査は、過去からの有害物質の取扱いの有無及び管理状況、土地利用の経歴等を調査し、汚染の可能性を把握するものである。条例の特定有害物質等の取扱状況、土地利用の経歴及び資料等調査における簡易な土壌調査等から、土壌汚染のおそれがないため、資料等調査で土壌調査は終了となる場合がある。

(4) 詳細調査

詳細調査は、表層土壌調査、ボーリング調査及び地下水調査により、汚染の有無、汚染範囲、汚染土量等を把握するものである。条例に規定する土壌汚染に関する基準(以下、「条例基準」という。)を超える汚染が認められた場合は、汚染土壌の処理対策を実施する必要がある。

(7) 搬出土壌調査

搬出土壌調査は、土壌汚染のおそれのある土壌を建設工事等で敷地外に搬出する場合に、搬出する土壌の汚染状態を把握するものである。条例基準を超える汚染が認め

られた場合は、土壌の搬出に併せて汚染土壌の処理対策を実施する必要がある。

イ 汚染土壌の処理対策

平成19年度に提出された汚染土壌の処理対策に関する報告書の件数は58件であった。
種類別では、計画書が27件、処理対策実施報告書が31件であった。（表Ⅲ 2 - 5）

表Ⅲ 2 - 5 条例に基づく処理対策報告件数(平成19年度)

(単位:件)

区名	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
計画書	12	4	5	2	1	2	1	27
実施報告書	17	4	5	2	0	2	1	31
合計	29	8	10	4	1	4	2	58

(3) 条例に基づく土壌調査結果等の公表状況

平成16年10月1日以降に行った条例に基づく土壌調査の結果、基準に適合しない場合は、市でその結果を公表している。土壌調査結果等について台帳に掲載され閲覧に供されるとともに、インターネットなどにも掲載している。なお、対策が完了すると台帳等から削除される。平成19年度末までの公表状況は次のとおりである。（表Ⅲ 2 - 6）

表Ⅱ2-6 条例に基づく土壌調査等の結果の公表状況(平成16年度～平成19年度)

整理番号	区	所在地	汚染判明日	台帳削除日	基準を超過した特定有害物質等	備考
16-1	麻生	上麻生1-11-1,2	平成16年10月28日	平成17年5月11日	Hg、Pb、As、	—
16-2	幸	塚越4-345-1	平成16年11月17日	平成17年3月25日	F、	—
16-3	中原	今井西町147	平成16年12月16日	平成17年4月19日	Cr ⁶⁺ 、As、	—
16-4	川崎	下並木14	平成16年12月3日	平成17年12月5日	Hg、	—
16-5	幸	塚越3-474-2	平成17年3月7日	平成17年7月15日	Pb、As、	搬出土壤
16-6	川崎	鈴木町1-1	平成17年3月14日	平成17年10月26日	Pb、	搬出土壤
16-7	中原	上丸子山王町2-1202,1202-5	平成17年3月3日	応急対策済	Cr ⁶⁺ 、	—
17-1	川崎	水江町4-1	平成17年4月1日	応急対策済	TCE、Pb、	—
17-2	幸	中幸町3-27-2	平成17年2月28日	平成17年12月9日	Pb、	—
17-3	川崎	港町12-1	平成17年5月27日	平成17年12月13日	Pb、	—
17-4	川崎	水江町4-2	平成17年5月27日	平成17年8月9日	F、	—
17-5	麻生	片平666-1	平成17年3月31日	平成18年2月28日	cis-1,2-DCE、PCE、	—
17-6	川崎	鈴木町1-2	平成17年6月17日	平成17年12月2日	CCl ₄ 、PCE、Hg、Pb、As、F、B、	搬出土壤
17-7	麻生	下麻生字亀井93-1,95-1,96-1	平成17年6月20日	平成17年11月28日	Hg、Pb、As、F、	—
17-8	中原	今井上町56番地	平成17年4月22日	平成17年12月9日	CCl ₄ 、Pb、As、F、	—
17-9	幸	堀川町72番地	平成17年2月7日	平成17年12月26日	Pb、As、F、	搬出土壤
17-10	高津	末長24番10他	平成17年8月5日	平成17年12月6日	Pb、	—
17-11	幸	柳町70番地	平成17年9月2日	平成19年1月12日	cis-1,2-DCE、PCE、Cr ⁶⁺ 、Hg、Se、Pb、As、F、	—
17-12	高津	末長1414	平成17年10月7日	平成18年2月10日	Pb、As、	搬出土壤
17-13	川崎	扇町6-8	平成17年10月25日	応急対策済	Pb、As、F、	—
17-14	川崎	富士見2-5-12	平成17年11月9日	—	PCB、	自社保管
17-15	川崎	扇町5-1	平成17年11月9日	平成19年5月2日	Se、Pb、As、	搬出土壤
17-16	幸	堀川町72	平成17年2月24日	対策中	Hg、Pb、As、F、	搬出土壤
17-17	川崎	四谷下町19-12,19-13,19-41,19-42	平成17年6月21日	平成17年10月26日	TCE、	—
17-18	幸	戸手町1-4-15	平成17年8月24日	平成17年10月21日	Bz、	—
17-19	川崎	渡田新町3-6-15	平成17年12月20日	平成18年8月24日	cis-1,2-DCE、PCE、	—
17-20	川崎	追分町2-2	平成17年12月21日	平成18年3月3日	Cr ⁶⁺ 、Pb、	—
17-21	中原	下沼部1810	平成18年2月6日	平成18年6月1日	Se、F、	—
17-22	多摩	登戸3816番地	平成18年2月22日	—	Pb、F、B、	—
17-23	高津	末長1116	平成18年3月10日	平成18年11月20日	cis-1,2-DCE、CN、Pb、As、F、	—
17-24	幸	大宮町28番7,28番17,28番18	平成18年3月9日	平成18年6月28日	Pb、	—
18-1	麻生	片平667	平成18年4月3日	平成18年4月19日	cis-1,2-DCE、PCE、TCE、	—
18-2	中原	中丸子155-1	平成18年4月18日	—	Hg、	—
18-3	幸	鹿島田字向島760番2他	平成18年4月17日	平成18年9月8日	Pb、F、	—
18-4	中原	小杉町3丁目435番地	平成18年4月25日	平成18年9月25日	Hg、Pb、As、F、	—
18-5	高津	千年新町26-10	平成18年4月27日	平成18年7月10日	cis-1,2-DCE、PCE、TCE、	—
18-6	宮前	東有馬2-1-22	平成18年5月22日	平成18年11月7日	PCE、	—
18-7	川崎	鈴木町1-1	平成18年6月12日	平成18年9月29日	As、	搬出土壤
18-8	川崎	鈴木町1-1	平成18年6月12日	平成18年9月29日	As、	搬出土壤
18-9	川崎	千鳥町1-1	平成18年6月15日	平成19年5月7日	cis-1,2-DCE、Bz、Pb、As、F、	搬出土壤
18-10	川崎	田島町23-1	平成18年6月29日	平成19年4月10日	F、	搬出土壤
18-11	川崎	水江町4-1	平成18年7月21日	平成19年5月22日	Cr ⁶⁺ 、Hg、Pb、As、F、	—
18-12	高津	下野毛3-16-1	平成18年9月1日	対策中	PCE、TCE、Pb、As、	—
18-13	幸	小倉1655	平成18年9月13日	—	cis-1,2-DCE、TCE、CN、	—
18-14	川崎	鈴木町1-1	平成18年10月6日	平成19年3月27日	PCE、Hg、Pb、As、F、	搬出土壤
18-15	川崎	鈴木町1-1	平成18年10月6日	平成19年1月9日	As、	搬出土壤
18-16	川崎	鈴木町1-1	平成18年10月6日	平成19年2月22日	As、	搬出土壤
18-17	中原	中丸子新宿耕地13-2他	平成18年10月31日	平成20年7月22日	CN、Se、Pb、As、F、B、PCB、	—
18-18	中原	中丸子新宿耕地35-4他	平成18年10月31日	平成20年7月22日	cis-1,2-DCE、TCE、Cr ⁶⁺ 、CN、Pb、As、F、B、	—

18-19	中原	中丸子新宿耕地73-2他	平成18年10月31日	平成20年2月14日	Hg、Se、Pb、As、	—
18-20	川崎	元木2-2-22	平成18年11月21日	平成19年5月31日	Pb、F、	—
18-21	川崎	水江町4-1	平成18年12月27日	一部対策済	Cr ⁶⁺ 、Hg、Pb、F、	—
18-22	川崎	扇町5番1号	平成19年1月5日	平成19年5月2日	Se、Pb、As、	搬出土壤
18-23	中原	小杉町3丁目414-4,414-5の一部他51筆の一部	平成19年1月19日	一部対策済	Pb、F、	—
18-24	中原	下沼部1753	平成19年1月25日	平成19年6月12日	Cd、Se、	—
18-25	中原	下沼部1753	平成19年2月22日	平成19年6月12日	Se、As、F、	搬出土壤
18-26	川崎	藤崎3-5-1	平成19年2月26日	—	Pb、	—
18-27	幸	柳町72-1他	平成19年2月26日	平成19年11月2日	cis-1,2-DCE、Pb、F、	—
18-28	川崎	浮島町7-1	平成19年3月2日	—	PCE、TCE、	—
18-29	高津	新作5-548-3	平成19年3月2日	平成19年4月16日	Pb、F、	—
18-30	川崎	鈴木町1-1	平成19年3月20日	平成19年8月20日	DXN、	搬出土壤
19-1	川崎	駅前本町11-1	平成19年4月6日	平成19年6月11日	PCE、	—
19-2	高津	北見方1丁目22番14号	平成19年4月13日	平成19年7月31日	TCE、Cr ⁶⁺ 、Se、As、	—
19-3	川崎	小田栄2-3-1	平成19年4月27日	—	TCE、Pb、As、F、B、	—
19-4	多摩	枳形6丁目1番1号	平成19年5月17日	対策実施中	Pb、	搬出土壤
19-5	川崎	鈴木町1番2号	平成19年4月27日	対策実施中	CCl ₄ 、TCE、Bz、Pb、B、	搬出土壤
19-6	麻生	王禅寺1285番地ほか	平成19年5月29日	対策実施中	Pb、DXN、	—
19-7	川崎	扇町8番3号	平成19年6月1日	—	Pb、F、	—
19-8	中原	市ノ坪284	平成19年6月13日	平成19年8月2日	cis-1,2-DCE、PCE、TCE、	—
19-9	川崎	京町3丁目26番地	平成19年6月22日	平成20年2月27日	Cr ⁶⁺ 、Pb、F、	—
19-10	宮前	犬蔵3-8	平成19年7月3日	対策実施中	Pb、As、F、	—、搬出土壤
19-11	幸	堀川町72	平成19年8月8日	平成19年11月20日	Pb、F、	搬出土壤
19-12	川崎	田町3-10-1	平成19年8月22日	平成19年10月24日	Pb、As、F、	—
19-13	川崎	扇町5番1号	平成19年8月29日	平成20年2月27日	Pb、	搬出土壤
19-14	中原	新丸子東3丁目928-1,929-1,930	平成19年9月11日	平成20年2月27日	Pb、	—
19-15	川崎	鈴木町1番1号	平成19年9月21日	平成20年1月10日	Cr ⁶⁺ 、	搬出土壤
19-16	川崎	鈴木町1番1号	平成19年9月21日	平成20年2月27日	As、	搬出土壤
19-17	川崎	鈴木町1番1号	平成19年9月21日	平成20年2月27日	As、	搬出土壤
19-18	多摩	登戸3819番地	平成19年10月18日	平成19年12月17日	Pb、DXN、	搬出土壤
19-19	幸	塚越3丁目484番地	平成19年11月27日	対策実施中	Pb、	—
19-20	中原	中丸子1225番地	平成19年12月4日	対策実施中	cis-1,2-DCE、	—
19-21	川崎	水江町1番43、45他	平成20年1月30日	—	Pb、F、	—
19-22	川崎	扇町8番3号	平成20年1月31日	—	Pb、F、	—
19-23	川崎	鈴木町1番1号	平成20年2月7日	対策実施中	Pb、As、	搬出土壤
19-24	幸	鹿島田字田尻1082-1	平成20年2月8日	対策実施中	Cr ⁶⁺ 、Pb、DXN、	—
19-25	宮前	東有馬2-39	平成20年2月19日	—	cis-1,2-DCE、PCE、TCE、Bz、F、	—
19-26	中原	上小田中4-1-1	平成20年3月6日	対策実施中	cis-1,2-DCE、Pb、As、F、	搬出土壤
19-27	高津	溝口5丁目13-18	平成20年3月12日	対策実施中	F、	搬出土壤
19-28	中原	下沼部1753	平成20年3月21日	対策実施中	cis-1,2-DCE、TCE、Hg、Pb、	搬出土壤
20-1	川崎	桜本1丁目2-20	平成20年3月17日	—	Pb、As、F、	—
20-2	幸	小倉1658番	平成20年3月25日	—	Cr ⁶⁺ 、Pb、As、F、	—

(注) 条例で汚染状況の公表の規定が施行された、平成16年10月1日以降の件数を掲載。

CCl₄: 四塩化炭素、1,2-DCA: 1,2-ジクロロエタン、1,1-DCE: 1,1-ジクロロエチレン、cis-1,2-DCE: シス-1,2-ジクロロエチレン、1,3-DCP: 1,3-ジクロロプロペン、
 DCM: ジクロロメタン、PCE: テトラクロロエチレン、1,1,1-TCA: 1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-TCA: 1,1,2-トリクロロエタン、TCE: トリクロロエチレン、Bz: ベンゼン、
 Cd: カドミウム、Cr⁶⁺: 六価クロム、CN: シアン、Hg: 水銀、Se: セレン、Pb: 鉛、As: 砒素、F: ふっ素、B: ほう素、
 PCB: 多環芳香化ヒフェニル、DXN: ダイオキシン類